

# 学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業 審査基準

## I. 採択案件の決定方法

提出された実施計画書について審査を行い、各評価項目の得点合計が最も高い者又は16点以上得た者のうち予算の範囲内で評価点が高い順に複数の者を採択案件に決定する。

## II. 審査方法

実施計画書に基づき、文部科学省に設置された審査評価委員会において書類選考を実施。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

## III. 評価方法

評価は下記の（１）①～③、（２）①～⑤（３）の９項目について次の評価基準による５段階評価等とし、各評価項目ごとに審査評価委員会の各委員が各々評価した結果の平均を当該提案者の得点とする。

### 〔評価項目〕

#### （１）事業実施主体に関する評価

- ① 業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ② 事業の趣旨・内容に精通し、必要に応じてモデル地域の取組を支援及び指導助言できること。
- ③ 事業を効果的に実施するために必要な実績等を有していること。

#### （２）事業内容に関する評価

- ① 障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等が触れ合う多様な機会が十分に確保されていること。
- ② 本事業の趣旨を踏まえ、多様性を尊重する姿勢や障害者と障害に対する理解の推進につながる具体的な取組が計画されていること。
- ③ 単発的な取組にとどまらず、発展的かつ継続的な取組につながることを期待されるものであること。
- ④ 事業成果が国や他の地域の参考となることを期待できること。
- ⑤ 妥当な経費が示されていること。

#### （３）ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- ① ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

### 〔評価基準〕

1. 「（１）事業実施主体に関する評価」及び「（２）事業内容に関する評価」に係る評価基準は以下の評価基準により５段階評価を行う。

大変優れている＝5点 優れている＝4点 普通＝3点  
やや劣っている＝2点 劣っている＝1点

2. 「(3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準  
以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府  
男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各  
認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づ  
く認定（えるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.5点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点
- ・認定段階3＝1.5点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務  
がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計  
画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.2点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・  
プラチナ認定企業）

- ・くるみん認定＝0.5点
- ・プラチナくるみん認定＝1点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝1点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点